田尻地域の冬をマルシェが彩りました

令和7年12月13日、「たじリウムin田尻地区公民館～Christmas Market（クリスマス マーケット）～」が開催されました。

本イベントは、田尻地域でマルシェの開催を望む住民の声に応え、有志が集い実現した、誰もが気軽に出店できるマルシェです。4回目となる今回はクリスマスマーケットをテーマに、初の夜マルシェとして開催されました。

当日はキッチンカーや手作り雑貨の販売など、過去最多となる53店舗が出店しました。また、ワークショップブースもあり、粘土を用いた雑貨作りや端切れを活用したクリスマスリース作りなど、思い思いの作品制作を親子で楽しむ姿が見られました。

その他、ライブステージやクリスマス抽選会も行われ、来場者は一足早いクリスマスを楽しみました。

▲マルシェを彩るライブステージ

これからのまちづくりについて話し合いました

令和7年12月14日、「持続可能なまちづくりシンポジウム『Step up!新時代Talk in Osaki』」を開催しました。

このシンポジウムは、地域の次世代を担う新たな人材の発掘と育成を目的としています。当日は、市内で地域づくり活動に取り組む「江合川かわまちづくり協議会」・「三本木未来会議」・「K.F.M.O檜（ケー・エフ・エム・オーかい）」をゲストに迎えて、各団体の活動紹介やパネルディスカッションを行いました。

また、一般の参加者を含めたワールドカフェ形式による話し合いも行われ、立場や世代を超えた対話の中で、まちづくりへの理解を深め合いました。

市では、今後も話し合いを通じて、市民一人一人が主役になることができるまちづくりを進めていきます。

▲「まちづくりって何だろう」をテーマに多様な視点で話し合いました

みやぎふるさとCM大賞に作品を出品しました

1月3日にkhb東日本放送で放送された「第24回みやぎふるさとCM大賞」の番組に、本市で制作したCM作品を出品しました。

今年は、令和7年4月に開校したおおさき日本語学校の留学生が出演し、「日本の魅力が詰まった大崎市『Osaki is Small Japan』」をテーマに制作しました。心と体を癒す温泉や、おいしい水・米・酒、現代に息づく武家文化など、「日本と言えば」が大崎市にはたくさん詰まっている、大崎市は小さな日本であるということを表現しました。

CM作品は入賞には届きませんでしたが、市公式YouTubeチャンネルで公開しています。日本の魅力、大崎市の魅力をぜひ感じてください。

▲日本語学校の留学生が大崎市（小さな日本）の魅力を表現しました

▲YouTube

ネーミングライツ事業により公共施設の愛称が決定しました

問 財政課管財担当 ☎㉓5177

市では、公共施設に愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を民間事業者に付与する代わりに、民間事業者（ネーミングライツパートナー）から対価を得て、施設の運営維持やサービス向上を図る事業を実施しています。

決定した愛称は、4月1日㈬から使用します。なお、この事業で命名するのは「愛称」であり、施設の「正式名称」は変更しません。

愛称を積極的に使用して定着を図り、ネーミングライツパートナーと協力して施設の魅力向上に取り組んでいきます。

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

ネーミングライツ施設一覧

施設	愛称	ネーミングライツパートナー	ネーミングライツ料（税込み）年額
大崎市岩出山体育センター	岩出山ガスわんぱくアリーナ	岩出山ガス株式会社	220,000円
化女沼古代の里	我妻建設 化女沼パーク	我妻建設株式会社	800,000円
荒雄公園	カラフル夢広場	Kanauuu（カナウー）合同会社（カラフル学舎）	264,000円
大崎市田尻文化センター	ODK（オーディーケー）たじりマガンの里ホール	株式会社ODK	220,000円

※愛称の使用期間は、令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間です。

不妊検査費・不妊治療費の一部を助成しています

問 健康推進課母子保健担当 ☎㉓2215
各総合支所市民福祉課

市では、不妊を心配する夫婦などへの支援として、対象となる不妊検査費および不妊治療費の一部を助成しています。

検査（治療）の終了日または検査開始から1年を経過した日が令和7年4月1日～令和8年3月31日㈫に該当する場合は、3月31日㈫が申請期限です。忘れずに申請してください。

不妊検査費助成

■**助成対象**
検査開始日から1年以内に受けた、医師が必要と認める不妊検査にかかった費用（受診等証明書の発行費用を含む）

■**助成金額**
夫婦1組につき1子ごと1回に限り、上限額3万円

不妊治療費助成

■**助成対象**
先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関で、保険診療と組み合わせて実施された先進医療にかかった費用（受診等証明書の発行費用を含む）

■**助成金額**
初回治療時の妻の年齢が40歳未満の場合は6回、40歳以上の場合は3回とし、1回当たり上限額5万円

共通事項

■**対象者**
次の全てを満たす人
❶申請日時点で法律上の婚姻または事実婚関係にある夫婦であること
❷検査（治療）開始日の妻の年齢が43歳未満であること
❸申請日時点で市内に住所を有すること（夫婦のうちどちらかでも可）
※不妊検査の場合は❶～❸に加えて、夫婦共に検査を受けている必要があります。

■**申込方法**
3月31日㈫まで、必要書類を添えて健康推進課母子保健担当（〒989-6188 古川七日町1番1号 市役所本庁舎1階）もしくは各総合支所市民福祉課に持参、または郵送（必着）

■**必要書類**
▼各申請書および各受診証明書
※各種様式は、健康推進課および各総合支所市民福祉課で配布、または市ウェブサイトに掲載しています。
▼対象検査（治療）の領収書の写し（夫婦が別の医療機関を利用した場合）
▼事実婚申立書（事実婚の場合）
※本市に住民票がない場合は、運転免許証などの本人確認書類が必要です。

▲市ウェブサイト